第六十四条　輸出令別表第二の三第二号(61)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　貨物等省令第二条第一項第一号又は第三号に該当する化学物質を含む混合物であって、次のいずれかに該当するもの

イ　貨物等省令第二条第一項第三号ヘ、リからルまで、ヨ又はタに該当する化学物質の含有率が重量比で一〇パーセント以下のもの

ロ　次のいずれかに該当する化学物質の含有率が重量比で三〇パーセント未満の混合物

(一)　貨物等省令第二条第一項第一号に該当する化学物質

(二)　貨物等省令第二条第一項第三号レからオまで又はヤに該当する化学物質

二　貨物等省令第二条第一項第二号又は第三号に該当する化学物質を含む混合物であって、次のいずれかに該当するもの

イ　貨物等省令第二条第一項第二号イからハまでのいずれかに該当する化学物質の含有率が重量比で一パーセント以下のもの

ロ　貨物等省令第二条第一項第三号ト、チ又はヲからカまでのいずれかに該当する化学物質の含有率が重量比で一〇パーセント以下のもの

ハ　次のいずれかに該当する化学物質の含有率が重量比で三〇パーセント未満の混合物

(一)　貨物等省令第二条第一項第二号ニからトまでのいずれかに該当する化学物質

(二)　貨物等省令第二条第一項第三号クに該当する化学物質

三　医療用、分析用、診断用又は食品検査用のキットであって、貨物等省令第二条第一項各号に該当する化学物質を含有するもの

［新設］

第六十五条　輸出令別表第二の三第二号(62)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、ポリアリーレンエーテルケトンであって、次のいずれかに該当するものとする。

一　ポリエーテルエーテルケトン

二　ポリエーテルケトンケトン

三　ポリエーテルケトン

四　ポリエーテルケトンエーテルケトンケトン

［新設］

第六十六条　輸出令別表第二の三第二号(63)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　硬化鋼又はタングステンカーバイドで構成された精密玉軸受で直径三ミリメートル以上のもの

二　モネル製の板

三　りん酸トリブチル

四　濃度が二〇重量パーセント以上の硝酸

五　ふっ素

六　アルファ線を放出する放射線核種

［新設］

第六十七条　輸出令別表第二の三第二号(64)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、爆発物又は信管、雷管その他の起爆装置を自動的に探知し、かつ、識別するように設計した電子式の装置（人、書類、手荷物その他の個人の所持品、積荷又は郵便物を調べるための装置を含む。）であって、エックス線、電磁気その他の技術を利用したもの及びその部分品とする。